

人事採用の為の契約書

 株式会社（以下甲という）とアップワード・テクニカルセンター株式会社（以下乙という）とは、人事採用に関して下記の通り業務契約を締結する。

第1条 甲は乙に人材の開発、選考、紹介、採用決定までの人事採用の為のコンサルティング業務を委嘱する。

第2条 乙は社内に人材採用の為のチームを編成し、甲の要望に沿った人材開発を行うものとする。

第3条 本契約期間は2009年1月1日より2009年12月31日までの1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議申し立てのない場合は、本契約は同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第4条 乙は本契約期間内に採用決定者5名を目標とする。

第5条 甲は乙が紹介した人材を採用決定した場合、人材紹介料として採用決定者の採用通知書（もしくは雇用契約書）に記載された年収の30%を乙に支払うものとする。

第6条 人材紹介料は採用決定者の入社確認後にそれぞれ請求するものとし、甲はこれを請求日の翌月20日までに支払うものとする。

第7条 乙が甲に紹介した人材が、本人の責による解雇、または自己都合により入社日から起算し1ヶ月未満で退社した場合は人事紹介料の全額を、3ヶ月未満で退社した場合は人事紹介料の半額を返却するものとする。

第8条 甲と乙は本契約遂行時に提供しあう資料およびデータを慎重に取り扱い、契約期間中は共有物として活用するものとする。